

令和 8 年度 第 1 回 四街道市子ども・子育て会議 次第

日時：令和 8 年 7 月 2 3 日（木）

1 0 : 0 0 ～

会場：四街道市役所本館 3 号棟
3 階会議室（3 0 1）

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

4 会長・副会長選出

5 説明

①四街道市子ども・子育て会議について

【資料 1、別紙 1】

6 議 題

①こどもと親のミカタ AI「よつえもん」の実証実験の検証報告について

【資料 2】

②保育提供体制の確保のための実施計画及び就学前教育・保育施設整備交付金のエントリーシートの承認について

【資料 3、別紙 1～2、参考資料】

③保育所等に係る虐待に係る措置状況の報告について

【資料 4、別紙 1～2】

※議題③の資料 4 については一部個人の情報に関する内容が含まれているため、資料は当日配布とさせていただきます。

7 そ の 他

8 閉 会

四街道市子ども・子育て会議について

1. 設置の経緯

子ども・子育て支援法第72条

審議会その他の合議制の機関の設置（努力義務）

→本市では平成29年度まで、「四街道市保健福祉審議会」にて審議

→平成30年度より、子どもや子育て世帯を取り巻く環境の変化、制度や施策等の多岐・複雑化に対応するため、子どもや子育て支援に関する施策について専門的に審議する専門機関を設置　＝四街道市子ども・子育て会議

2. 四街道市子ども・子育て会議の概要

① 設置根拠

- ・四街道市子ども・子育て会議条例（資料1別紙参照）

② 所掌事務（条例第2条）

（1）子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する事務

- ・特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定
- ・特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定
- ・子ども・子育て支援事業計画の策定・変更
- ・子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議

（2）その他、本市の子ども・子育て施策に関し市長が必要と認める事項

③ 組織・委員構成（条例第3条）

- ・委員15人以内で組織

（1）学識経験者

（2）保健医療関係団体の推薦を受けた者

（3）児童福祉関係団体の推薦を受けた者

（4）法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（幼稚園・保育所などの従事者）

（5）法第6条第2項に規定する保護者（子どもの保護者）

（6）公募による市民

④ 任 期

- ・令和8年5月1日～令和10年4月30日の2年間

⑤ 会議・部会の運営（条例第7条、第8条）

- ・ 会議は会長が招集し、会長が議長となる。
- ・ 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- ・ 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ・ 会議は部会を設置することができる。
- ・ 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

⑥ 開催予定

- ・ 会議は原則として年2～3回開催、1回あたり2時間程度

○四街道市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 市は、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、四街道市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項各号に規定する事務の処理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係団体の推薦を受けた者
- (3) 児童福祉関係団体の推薦を受けた者
- (4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (6) 公募による市民

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に属する委員の互選による部会長を置く。

4 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 第4条第3項及び第7条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

こどもと親のミカタ AI「よつえもん」実証実験の検証報告について

実績

実施期間	2025年12月15日～2026年3月31日
対象	市内在住の妊産婦、子育て中の保護者、児童・生徒
内容	生成AIが24時間365日の傾聴、必要時有人対応
1回以上利用ユーザー数	546名（LINE登録者数は583名）
利用者属性（登録情報）	保護者 53.9%、こども 33.8%、未回答 12.3% （保護者のうち30代 45.3%、40代 34.2%、その他 20.5%） （こどものうち小学生 54.6%、中学生 38.0%、その他 7.4%）
夜間・休日利用率	76.8%
ヘビーユーザー数	44人（定義：期間中に100件以上メッセージを送信した人）
AI対応比率	99.4%（0.6%は有人対応）

評価できる点

- ① LINEアプリの活用により、相談開始への心理的ハードルを下げる効果を確認できた。
- ② いつでも気軽に相談できる仕組みとして、一定のニーズがあることを確認できた。
- ③ 新規相談層へのリーチに向いており、軽度不安・初期相談を拾うことができた。

課題

- ① AIの「共感的な相づち」が、現実の人間関係や支援に影響する可能性がある。
- ② 継続的な相談支援に課題がある。（過去の会話が反映されない）
- ③ 早期把握・早期支援の仕組みとしては課題がある。（匿名性により人の介入が困難）
- ④ 費用対効果および持続可能な運営体制の観点から慎重な判断が必要。

結論

実証実験により、これまでにない可能性を感じることができましたが、行政が行う相談事業として、AI応答による人間関係や支援判断への影響、継続的な相談支援やケース把握、早期把握・早期支援への仕組みとしての政策効果等への課題があり、市役所として行う相談事業として現時点では本導入が厳しいと判断いたしました。

保育提供体制の確保のための実施計画及び就学前教育・保育施設整備交付金のエントリーシートの承認
について

1 趣旨

本市における就学前教育・保育施設等の計画的な整備及び保育サービスの質的向上を推進するため、国庫補助の活用にあたり、「保育提供体制の確保のための実施計画」及び「施設整備計画（エントリーシート）」を策定し、子ども・子育て会議の承認を求めるものです。

別添参考資料のとおり、制度改正により、令和8年度以降市町村の子ども・子育て会議等において計画の必要性を確認し、当該計画の承認を受けることが交付の要件として義務付けられました。

2 保育提供体制の確保のための実施計画（別紙1）

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年における本市の就学前児童数及び保育需要（申込者数）を推計し、それに応じた適切な提供体制を構築するための全体方針を定めるものです。なお、本計画の内容は、「四街道市こども計画」と整合を図っております。

本計画が国に採択されることで、本市が実施する以下の施策に対し、国庫補助が適用されます。

- ・保育士宿舎借り上げ支援事業
保育士の確保・定着を目的とした住居費補助
- ・利用者支援事業
子育て家庭への相談・情報提供窓口の運営補助

3 施設整備計画（エントリーシート）（別紙2）

令和8年度内に本市において実施を予定している施設整備事業を網羅し、国に事前登録するものです。

本年度は「防犯対策強化整備事業」として、以下の整備の補助を計画しております。

- ・対象箇所：市内2事業所
- ・整備内容：防犯カメラの設置

なお、本計画への計上にあたっては、市内各施設を対象に意向調査を実施した上で、整備を希望した事業所を対象箇所として選定しております。

4 承認にあたっての留意事項

原則として、国への計画提出前に本会議の承認を得る必要がありますが、事後承認も認められております。ただし、事後承認の場合は、交付申請までには承認を得ることとされており、承認を得られなかった場合は国の採択が取り消しとなる場合があります。

本件に係る各計画は、国の申請スケジュールに基づき既に国へ提出し、採択を受けており、事後の承認を求めるものです。

保育提供体制の確保のための実施計画(市区町村全域) 市区町村名: 四街道市

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

作成対象:全市区町村

担当者連絡先			
都道府県	千葉県	担当者名	井浦
市区町村	四街道市	電話番号	043-420-7526
所属（課・室）	保育課	メールアドレス	yhoiku@city.yotsukaido.lg.jp

保育提供区域	全域	ーブルダウン選択してください。複数区域を選択した場合は、様式1ー2のシートをつけて提出してください。
保育提供区域の 設定の考え方	当市では、市の面積、交通網等の状況を踏まえ、市全域を一つの保育提供区域として捉えている。	

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就 学 前 ① 児 童 数	0 歳 児	593.	661.	660.	659.	662.
	1 ・ 2 歳 児	1,382.	1,437.	1,433.	1,430.	1,428.
	3 歳 以 上 児	2,480.	2,338.	2,251.	2,214.	2,266.
	合 計	4,455.	4,436.	4,344.	4,303.	4,356.
（申 保 育 込 ② ニ ー 者 ズ ） 数	0 歳 児	114.	129.	129.	128.	129.
	1 ・ 2 歳 児	786.	799.	797.	796.	794.
	3 歳 以 上 児	1,212.	1,291.	1,252.	1,231.	1,260.
	合 計	2,112.	2,219.	2,178.	2,155.	2,183.
（申 ② ／ 込 ① ） 率	0 歳 児	19.2%	19.5%	19.5%	19.4%	19.5%
	1 ・ 2 歳 児	56.9%	55.6%	55.6%	55.7%	55.6%
	3 歳 以 上 児	48.9%	55.2%	55.6%	55.6%	55.6%
	合 計	47.4%	50.0%	50.1%	50.1%	50.1%
（利 整 用 備 定 量 員 ） 数	0 歳 児	167.	167.	167.	167.	167.
	1 ・ 2 歳 児	790.	790.	790.	790.	790.
	3 歳 以 上 児	1,260.	1,300.	1,300.	1,300.	1,300.
	合 計	2,217.	2,257.	2,257.	2,257.	2,257.
待 機 児 童 数	0 歳 児	0.	0.			
	1 ・ 2 歳 児	0.	0.			
	3 歳 以 上 児	0.	0.			
	合 計	0.	0.			

【申込者数(保育ニーズ)算定の考え方】

作成対象:全市区町村

- 毎年度、前年度までの見込みと実績を比較し、乖離が生じている場合には、その要因を精査・分析し、必要に応じて推計方法の見直しを行うこと。
- 各市区町村の実情に応じた適切な方法に基づき、算定すること。

	申込者数（保育ニーズ）の算定式		算定式に用いた要素の推計方法
算定式		(算定式の例) 就学前児童数 × 申込率	(文例) ○就学前児童数 ・ 令和〇年〇月時点の人口推計を使用 ・ 過去〇年の就学前児童数の増加・減少率の平均を使用 ○申込率 ・ 令和〇年〇月に実施したニーズ調査により見込んだ申込率を使用 ・ 過去〇年の申込率の増加・減少率の平均を使用
	0歳児	就学前児童数 × 申込率	○就学前児童数 ・ 令和2年度から令和6年度の各年度4月1日の住民基本台帳人口を基に、性別・1歳階級別コーホート変化率法により推計 ○利用意向率 ・ 令和5年12月に実施したニーズ調査等の数値を踏まえつつ、推計児童数に直近5年間の入所申込者数に基づく倍率を乗じて算出
	1・2歳児	就学前児童数 × 申込率	○就学前児童数 ・ 令和2年度から令和6年度の各年度4月1日の住民基本台帳人口を基に、性別・1歳階級別コーホート変化率法により推計 ○利用意向率 ・ 令和5年12月に実施したニーズ調査等の数値を踏まえつつ、推計児童数に直近5年間の入所申込者数に基づく倍率を乗じて算出
	3歳以上児	就学前児童数 × 申込率	○就学前児童数 ・ 令和2年度から令和6年度の各年度4月1日の住民基本台帳人口を基に、性別・1歳階級別コーホート変化率法により推計 ○利用意向率 ・ 令和5年12月に実施したニーズ調査等の数値を踏まえつつ、推計児童数に直近5年間の入所申込者数に基づく倍率を乗じて算出
加味する要素	要素の有無	無し	ーブルダウン選択してください。
	要素の説明		

2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定

作成対象:全市区町村

- 「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制の利用定員数（整備量）」にて計画した整備内容及び定員増減の予定を以下に記載すること。**※過年度（令和7年度）のみの整備内容は記入不要。**
- 令和8年度の就学前教育・保育施設等整備交付金の協議や保育所等改修費等支援事業の交付申請にあたっては、以下に記載する整備・改修予定の施設と整合をとること（実施計画の採択が不要かつ定員の増減が生じない整備等は記載不要とする）。

＜集計表（自動転記）＞

以下の①及び②で記載した詳細について、0歳児、1・2歳児、3歳以上児における令和8年度以降の定員増加を図る施設及び定員減少を図る施設の内訳を記入すること。

「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制」における利用定員数の前年度比と「2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定」における各年度の「定員増減数（差引合計）」は一致させること（**詳細は印刷範囲外右記の留意事項を参照**）。

	定員増加を図る施設	定員減少を図る施設	定員増減数 (差引合計)	検算用 (「1. 令和7年度以降の保育需要 と提供体制」の利用定員数（整備 量）の前年度比)	エラーチェック (当セルにおいて、エラーが生じ た場合は、必ず右記の※留意事項 をご確認いただき、エラーが生じ ていない状態でご提出くださ い。)
令和7年度					
令和8年度	0.0	0.0	0.0	0.0	○
0歳児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
1・2歳児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
3歳以上児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
令和9年度	0.0	0.0	0.0	0.0	○
0歳児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
1・2歳児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
3歳以上児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
令和10年度	0.0	0.0	0.0	0.0	○
0歳児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
1・2歳児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
3歳以上児	0.0	0.0	0.0	0.0	○

(別添)

保育需要と提供体制における課題【特定教育・保育施設】

担当者連絡先			
都道府県	千葉県	担当者名	井浦
市区町村	四街道市	電話番号	043-420-7526
所属(課・室)	保育課	メールアドレス	yhoiku@city.yotsukaido.lg.jp

(1)

今年度受けたい採択及び財政支援を選択してください。

※「こども誰でも通園制度」に関するものを除く。

【採択の種類】

採択1: 待機児童対策

要件① 当該年度4月1日時点で待機児童数10人以上が見込まれる

要件② 過去3年間のいずれかで待機児童数1人以上生じている、

又は、

令和5年度と令和6年度のいずれかで財政支援の対象となる事業を実施している

要件③ 当該年度4月1日時点で待機児童数1人以上が見込まれる、

又は、

今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる

※既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合に限る。

採択2: 人口減少対策

採択3: その他の地域課題

【採択により受けられる支援】

待機児童対策

要件① : A(※1)、B(※1)、C、E、F、K、M、N

要件② : E、F、K、M、N

要件③ : C

人口減少地域 : A(※2)、B(※2)、C

その他地域課題 : D、G、H、I、J、L

※1 待機児童対策のために定員増をとまなう整備・改修(財政力指数が1.0未満の市町村に限る)

※2 過疎地域における保育機能の確保のための整備・改修

①採択種類(あてはまるもの全て)

☐	採択1(待機児童対策のうち要件①)	採択1(待機児童対策のうち要件②)
☐	採択1(待機児童対策のうち要件③)	採択2(人口減少対策)
☐	採択3(その他の地域課題)	

②財政支援(あてはまるもの全て)

選択欄	財政支援	必要な採択
☐	A 就学前教育・保育施設整備交付金(補助率の嵩上げ)	待機児童対策(要件①)／人口減少対策
☐	B 保育所等改修費等支援事業(補助率の嵩上げ)	待機児童対策(要件①)／人口減少対策
☐	C 就学前教育・保育施設整備交付金(設置主体の緩和)	待機児童対策(要件①③)／人口減少対策
☐	D 保育士宿舎借り上げ支援事業	地域課題
☐	E 民有地マッチング事業	待機児童対策(要件①②)
☐	F 保育利用支援事業	待機児童対策(要件①②)
☐	G 広域的保育所等利用事業 ※企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件	地域課題
☐	H 都市部における保育所等への賃借料支援事業	地域課題
☐	I 利用者支援事業(基本型) ※夜間加算、休日加算、機能強化のための取組のみ	地域課題
☐	J 利用者支援事業(特定型)	地域課題
☐	K 一時預かり事業(一般型) ※緊急一時預かり事業のみ	待機児童対策(要件①②)
☐	L 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	地域課題
☐	M 認可化移行運営費支援事業	待機児童対策(要件①②)
☐	N 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	待機児童対策(要件①②)

設問(4)は採択3(その他の地域課題)を希望する市区町村が記載対象です。
【記載対象となる財政支援】D、G、H、I、J、L

採択3(その他の地域課題)を希望しない市区町村は、(5)に進んでください。

(4)－1

貴市区町村における保育の現状について、貴市区町村における計画の内容や地域のあり方にも言及しながら、課題及び今後取り組むべき内容を具体的に記載してください。

※計画とは、市町村子ども・子育て支援事業計画だけでなく、総合計画、人口やまちづくり・地域づくり、保育施設の再編等に関する計画などを指します。

①課題

当市はベッドタウンとしての役割を果たしており、保育需要は高いものと認識している。しかし地域間格差による他市町村への保育士の流出等により、市内保育施設等から保育士の確保が難しいといった声が上がっている。
ほかにも市内で実施されている各種子育て支援サービスの認知度にばらつきがあり、利用率が全体的に低いことも課題である。

②今後取り組むべき内容

これ以上の保育士の流出を防ぐため、引き続き保育士宿舎借り上げ支援事業を実施していく。
また、子育てコンシェルジュについても引き続き設置し、各種子育て支援サービスの利用につながるよう案内を行っていく。

※上記①②に記載した計画の掲載URL・該当ページ数(ホームページ掲載されていない場合はデータ添付してください)。

<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/torikumi/koso/kyouiku-kosodate/kodomo/kodomokeikaku.files/keikaku.pdf>
(P.30、33)

(4)－2

財政支援D、G、H、I、J、Lについて、(4)－1で記載した内容も踏まえて、その財政支援を必要とする理由を希望する財政支援ごとに記載してください。

貴自治体が希望している財政支援は下記のとおり

☐	D	☐	G	☐	H	☐	I	☐	J	☐	L
-----------------------	---	--------------------------	---	--------------------------	---	--------------------------	---	-----------------------	---	--------------------------	---

(4)－1のとおり、保育士宿舎借り上げ支援事業により保育士の流出を防ぎ、利用者支援事業(特定型)として子育てコンシェルジュを設置することにより各所子育て支援サービスの認知度向上・利用促進につなげる必要があることから、財政支援を希望する。

設問(5)は採択を希望する全ての市区町村が記載対象です。

(5)

様式1－1、1－2及び当該様式の記載内容について、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定の状況について記載してください。

※事後承認の場合であっても、各財政支援の申請時期までには承認を得ること。

	承認済み	(承認時期:		)
☐	事後承認予定	(承認予定時期:	令和8年7月頃	)

以上で回答終了です。

エントリー番号 (入力不要)	案件数 (入力不要)	協議時期 (入力不要)	都道府県番号 (入力不要)	市区町村番号 (入力不要)	事業番号 (ブルダウンから選 択)	都道府県	市区町村	フラグ (入力不要)
122289-2	1	第3回	12	599	① ②以外	千葉県	四街道市	千葉県-四街道市
122289-3	2	第3回	12	599	① ②以外	千葉県	四街道市	千葉県-四街道市

施設種別 (ブルダウンから選 択)	施設名	設置主体 (ブルダウンから選択)	設置主体名称	整備目的	整備概要	整備区分 【事業区分】 (ブルダウンから選択)
				(ブルダウンから選択)		
幼稚園型認定こども 園	千代田幼稚園	学校法人	学校法人 長生学園	④-⑧自治体として意思決定している 重要な整備案件(その他)	防犯カメラの設置	防犯対策(非常通報装置 等)
幼稚園型認定こども 園	緑ヶ丘幼稚園	学校法人	学校法人 河野学園	④-⑧自治体として意思決定している 重要な整備案件(その他)	防犯カメラの設置	防犯対策(非常通報装置 等)

対象経費の実支出予定額 【実工事費】 (千円)	交付基準額 【配分基礎額】 (千円)	R8年度分 交付金申請予定額 (千円)	R8年度分 【事務費】(千円) ※公立認定こども園のみ	R8年度分 うち民老分交付金 申請額(千円)	保育所等 国庫補助率 (ブルダウンから 選択)	教育部分 国庫補助率 (ブルダウンから 選択)
3,000千円	900千円	900千円			1/2	1/2
3,000千円	900千円	900千円			1/2	1/2

現定員(1号定 員含む合計定 員。)	整備後 定員 (1号定員含む 合計定員。)	増加定員 (1号定員含む合 計定員。)(入力不要)	現定員(1号定員含む合計定員。)						整備後定員(1号定員含む合計定員。)					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
270	270	0				90	90	90				90	90	90
260	260	0			5	82	85	88			5	82	85	88

1号定員		増加定員(2・3号定員)(入力不要)			預かり保育				特別な 財政措置① (ブルダウン から選択)	特別な 財政措置② (ブルダウン から選択)	特別な 財政措置③ (ブルダウン から選択)
					定員		現員				
整備前	整備後	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	整備前	整備後	整備前	整備後			
225	225	0	0	0							
180	180	0	0	0							

「保育提供体制の確 保のための実施計 画」の採択による補助 率の嵩上げ適用 (ブルダウンから選 択)	国土強靱化地域 計画 (ブルダウンから 選択)	国土強靱化中期 計画に資する事 業 (ブルダウンから 選択)	左記のうち、国土 強靱化中期計画 事業としての実施 を希望する (ブルダウンから 選択)	木材利用 (ブルダウン から選択)	PFI事業 (ブルダウン から選択)	抵当権設定 (ブルダウン から選択)
⑤採択による補助率 嵩上げなし	明記なし(策定 済)			×	×	×
⑤採択による補助率 嵩上げなし	明記なし(策定 済)			×	×	×

事業計画年 数 (記入不要)	進捗率(%) (数字のみ入力)					完成予定年月日	備考
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度		
単年度			100%			R9.3.1	
単年度			100%			R9.3.1	

優先順位 (ブルダウン から選択)	事業着手予定月 (ブルダウンから 選択)	継続事業のうち、令和7年 度の実施計画の採択によ る補助率嵩上げの有無 (ブルダウンから選択)	他の施設等 との合築整 備 (ブルダウン から選択)	所要額調査 の回答 (ブルダウン から選択)	保育提供体制の確保のため の実施計画の整備No.		令和8年1月16日 時点ですでに協議 を行っている施設 一覧No.
					様式(ブルダ ウンから選 択)	No.	
1	R8.10			-			
2	R8.10			-			

地域の課題に対応した財政支援

- 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。（R7年度採択市区町村数 645市区町村（令和7年12月時点））

採択分類・採択対象

【認可保育所等（※1）】

1. 待機児童対策

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村（※2）

【1.②～⑥の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

- ※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。
- ※2 既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援（設置主体の緩和）を希望する場合には、経過措置として従前の採択要件により採択対象とする。
- ※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和10年度末までは経過措置として財政支援の対象とする。
- ※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（1／2→2／3） （※5） 設置主体の要件緩和（※6）
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（1／2→2／3） 設置主体の要件緩和（※6）

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舎借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

【こども誰でも通園制度】

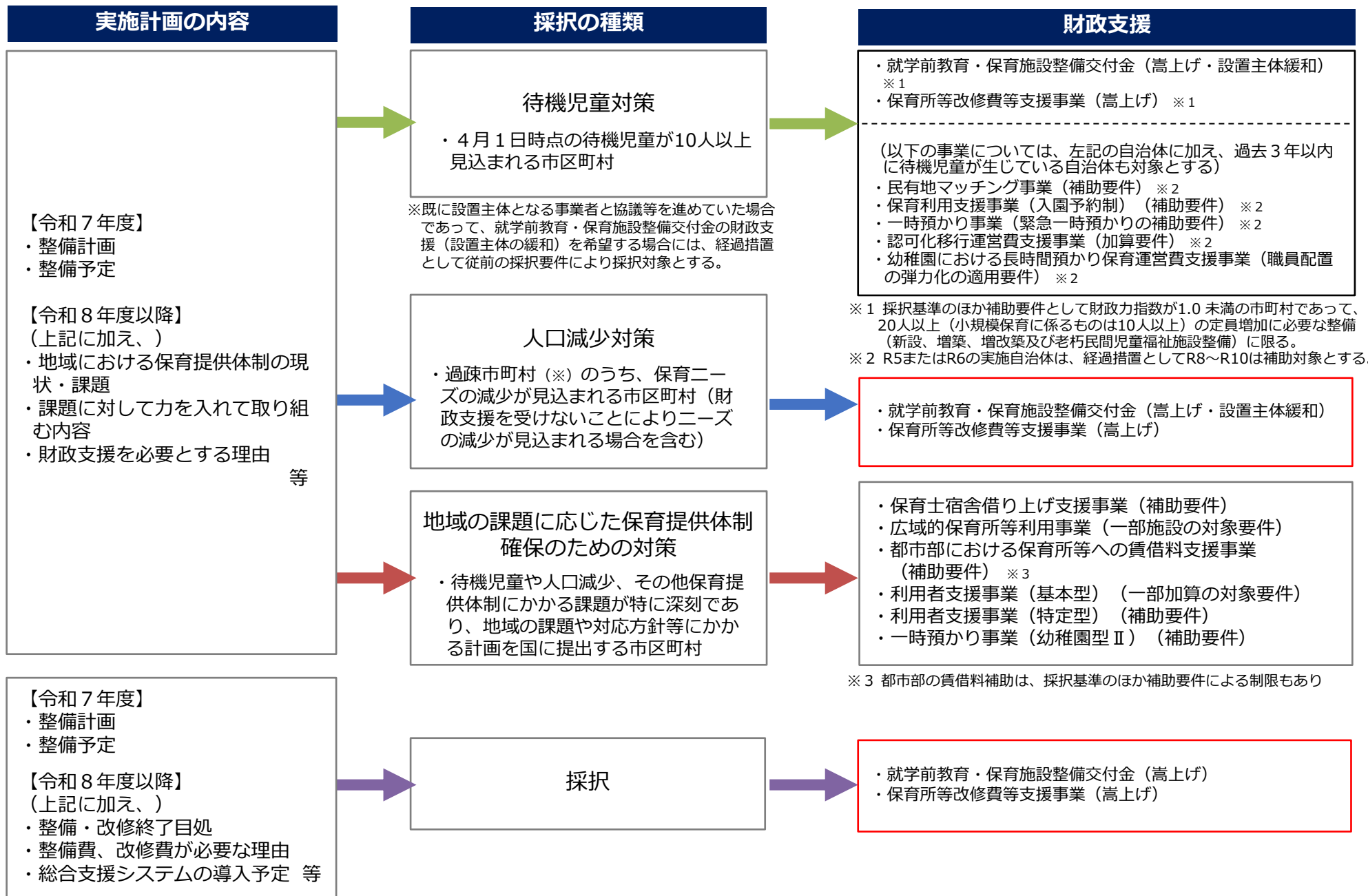
こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の嵩上げ（1／2→2／3）

※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。
※6 設置主体の要件緩和は就学前教育・保育施設整備交付金のみ。

「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択スキーム

認可保育所等



通園制度
いづれでも

※ 過疎市町村：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第1号）に基づく、全部過疎市町村、一部過疎を有する市町村及びみなし過疎市町村
 ※ 令和8年度以降、計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ることを要するものとする（事後の承認を含む）。

実施計画・整備計画の考え方

【実施計画】

市区町村は、保育需要と提供体制の「見える化」を図ることを目的とした「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下「実施計画」という。）を作成し、国に提出していただくこととしています。また、財政支援を希望する市区町村は、実施計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定を行っていただく必要があります。

①「実施計画」の作成様式

「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望する自治体 … 様式 1－1、1－2、様式 2
「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望しない自治体 … 様式 1－1

②「実施計画」（様式 1－1）の作成に当たっての考え方

1. 令和 7 年度以降の保育需要と提供体制

- ・ 令和 11 年度までの各年度の「就学前児童数」・「申込者数（保育ニーズ）」を人口動態や就業状況等により年齢区分ごとに適切に見込み、見込んだ「申込者数（保育ニーズ）」に対応する「利用定員数（整備量）」が確保できる 5 か年の全体計画を策定する。

2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定

- ・ 上記で作成した令和 11 年度までの「利用定員数（整備量）」の計画が達成できるよう、個別の施設ごとの定員増減を考えて、「就学前教育・保育施設整備交付金」及び「保育所等改修費等支援事業」を活用して実施する 5 か年の整備計画を記載する。また、定員変更を伴わない「人口減少対策」の採択による財政支援を受けようとする整備がある場合も同様に記載する。

また、上記整備交付金及び改修費支援等事業を活用せずに定員増減を行う施設について、その実施内容などを記載する。

③地方版子ども・子育て会議等の承認等

「保育提供体制の確保のための財政支援」を希望する自治体は、上記①の様式について、上記②の考え方などについて説明した上で、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ていただくようお願いします。

【整備計画】

市区町村において「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする場合は、各年度における市区町村の施設整備計画に基づく施設整備事業として、協議案件（整備計画）を国に提出していただくこととしております。

また、整備計画の提出にあたっては、市区町村が計画的に整備を進めるものとして、地方版子ども・子育て会議等にて承認を得ていただく必要があります。

①「整備計画」の作成様式

「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする自治体 … 施設整備計画協議登録様式（いわゆる「エントリーシート」）

②「整備計画」の作成に当たっての考え方

- ・ 市区町村ごとに作成した「実施計画」に基づき、各年度（令和 8 年度）に計画している「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする全ての必要な施設整備事業について作成する。

※ 「整備計画（エントリーシート）」をもって、「就学前教育・保育施設整備交付金」の採択予定事業として仮決定を行うため、実施計画に記載のない施設整備事業（老朽化対策など定員変更を伴わない整備事業、乳児等通園支援事業所のための整備など）についても全て記載すること。

③地方版子ども・子育て会議等の承認等

整備費の国庫補助を受けようとする自治体は、上記①の様式について、上記②の考え方などについて説明した上で、地方版子ども・子育て会議等の承認等を得ていただくようお願いします。

地方版子ども・子育て会議等に諮ることについて

- ・「採択を要する実施計画」及び「整備計画（エントリーシート）」については、将来における保育需要の把握が十分であるかや、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているか等を確認する観点で、地方版子ども・子育て会議等での承認を得ることを必要としている。

会議体・諮り方

- ・ 原則として、地方版子ども・子育て会議に諮ることとする。
ただし、地方版子ども・子育て会議を設置していない自治体等においては代替手段を用いることも認めるが、担当者ではなく市町村として意思決定された実施計画・整備計画であると説明できることが必要。
- ・ 会議については、書面での開催も可とする。

時期

- ・ 実施計画・整備計画は、会議体への諮問等を行った後に都道府県を通じて国に提出することを原則とするが、会議体の開催時期を考慮し、事後に諮問等を行うことも可とする。
- ・ 事後に諮問等を行う場合でも、希望する財政支援の補助金等に係る交付申請時期までには承認を得ること。
- ・ なお、仮に事後に承認を得ることができなかった場合は、「実施計画」の採択取り消しを行うことがあり得る。

その他

- ・ 会議体に諮ったことについては、実施計画の様式上に記載欄を設け、確認を行うこととしている。